

【新型コロナ No.311】

那医発第 6 号
令和4年4月7日

施設長 各位

那霸市醫師会
会長 山城千秋
理事 宮城政剛



濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

那覇市保健所を通じて「濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。当会ホームページにも各様式等は掲載しております。

- ・提出物：委任状（全ての項目をご記入ください）
 - ・提出期限：4月18日（月）
 - ・提出先：那覇市医師会事務局 原本を集配又は郵送してください。

那健保總第 11 号
令和 4 年 4 月 6 日

一般社団法人 那霸市医師会
会長 山城 千秋 様

那霸市長 城間 幹子
(公印省略)

濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、医療従事者が濃厚接触者となった場合、業務前の検査による陰性確認等の要件を満たせば医療に従事することが可能となっております。

当該検査は行政検査に該当するため、令和3年度においては、貴会と集合契約を締結し、各医療機関で実施した検査の費用を公費で負担してきたところです。

令和4年度におきましても引き続き、本市と各医療機関との間で委託契約を締結したいと考えておりますが、本契約を円滑に進めるため、貴会との集合契約の形式での締結とさせていただきますようお願いいたします。また、改めて各医療機関より委任状の提出も必要となりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

つきましては、当該契約に関する貴会員への周知と、契約を希望する貴会所属医療機関のとりまとめを下記のとおりお願ひいたします。

なお、当該契約の効果は遡及することができることから、契約締結を待たずに検査を実施して差し支えないことを申し添えます。

【担当者】

那覇市保健所保健総務課感染症グループ 恩納
TEL : 098-853-7972 FAX : 098-853-7966
E-mail : 58041seik@city.naha.lg.jp

委託概要

1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

3. 契約方法

那覇市との個別契約。

ただし、那覇市医師会所属医療機関は、同医師会を通じての集合契約とする。

4. 契約期間

契約締結日から令和4年6月30日まで。

ただし、委託契約の適用期間は、別途通知するものとする。

5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6月以上経過していない場合には、2回接種済で、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 7,000円/件（税込）

8. 検査の流れ

① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式 1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とし、添付ファイルにはパスワードをかける等、個人情報の取扱いに十分注意すること。

③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となった場合は、医療機関において原則 HER-SYS で那覇市保健所へ発生届を提出する。

HER-SYS の ID 登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者 ID 登録申請書（兼 ID 通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID 申請」とすること。

④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月 10 日までに、報告様式（様式 2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月 20 日までに那覇市に送付する。

⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。
※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月18日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）
- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。
- ◆ 沖縄県が無償で配布している抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。

【各問合せ先】

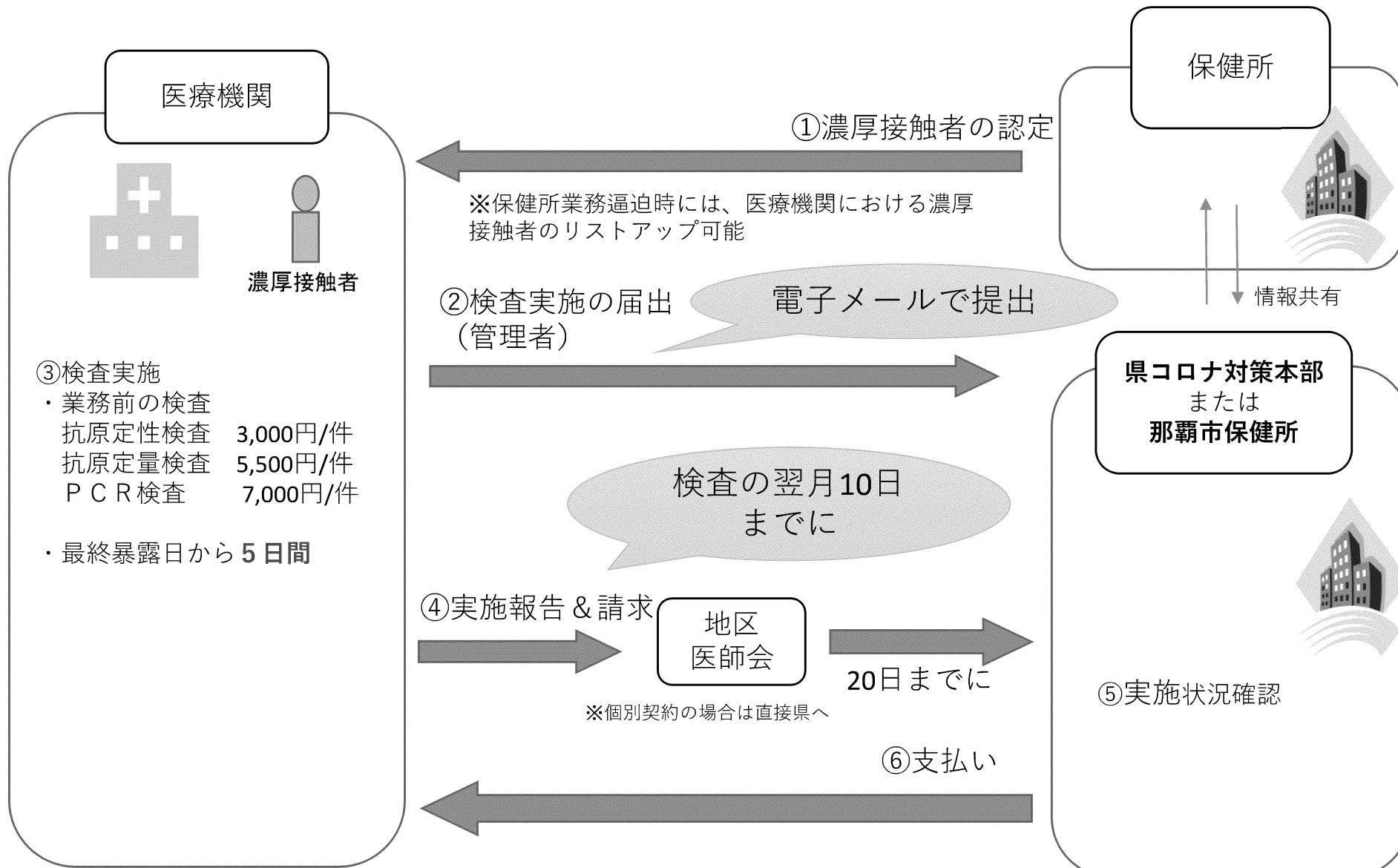
（1） HER-SYS の ID 申請、その他 HER-SYS に関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部
担当：當山、東黒島、速水
TEL : 098-853-7975 または 098-917-0225
E-mail : K-SOU002@city.naha.lg.jp

（2） 契約の内容、請求に関する問い合わせ

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：恩納
TEL : 098-853-7972 E-mail : 58041SEIK@city.naha.lg.jp

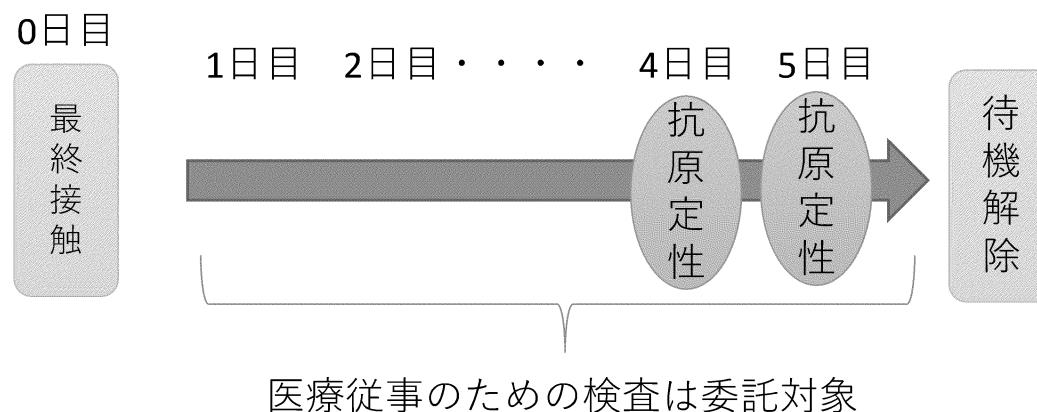
令和4年度 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査



検査対象期間の考え方

R4.3.31

- 濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間については、県内では、オミクロン株が主流となっていることから、最終暴露日から5日間としております。
- なお、今後、濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて対象期間が変更となる可能性があります。



1日目～5日目の期間、医療に
従事するための業務前検査は、
本委託契約の対象

